

「かがわ働き方改革推進宣言登録制度」実施要領

1 目的

「働き方改革」に積極的に取組んでいる企業及び団体（以下、「企業等」という。）の自主宣言を促すとともに、その内容を登録し、広く県民に周知することにより、当該企業等が社会的に評価される仕組みを作るほか、優れた取組みを県内に広めることにより、地域全体での「働き方改革」を推進する気運を醸成することを目的とする。

2 宣言の内容

宣言の内容は、次のとおりとする。

(1) 宣言目標

次の9つの項目のうち、①～④の中から必ず1つ以上を選定し、合計2つの項目について目標を設定すること。

- ① 長時間労働の是正
- ② 柔軟な働き方がしやすい環境整備
- ③ 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進
- ④ 女性・若者が活躍しやすい環境整備
- ⑤ 非正規雇用の処遇改善
- ⑥ 賃金引上げと労働生産性向上
- ⑦ 外国人材の受入れ
- ⑧ 雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の充実
- ⑨ 高齢者の就業促進

(2) 具体的な取組み

①上記目標達成に向けて、実施する具体的な内容を設定すること。

②既存の取組みではなく、新規の取組み、若しくは、より一層力を入れて取り組む内容を設定すること。

※なお、就業規則等に関係するような取組みをする場合は、就業規則の策定又は、改定などに取組むこと。

(3) 取組期間

取組期間は、原則1年～3年までの間でそれぞれの企業等の現状に応じて設定すること。

3 宣言の対象

宣言の対象は、県内に本店、支店、支社、営業所等が所在し、県内において事業活動を行う常時雇用労働者を有する企業等とする。

なお、以下の項目をいずれも満たしていることを前提とする。

- (1) 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の義務規定違反がないこと。
- (2) 労働関係法令を遵守していること。
- (3) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。

4 登録申請

(1) 申請は、所定の様式（様式1及び2）に、必要書類を添付し、申請するものとする。

なお、原則として様式2は、書面とは別に、電子データ（Word ファイル）を rosei@pref.kagawa.lg.jp までメールにて提出すること。

(2) 添付書類には、取組内容がわかる社内資料の写し（就業規則、組織図・事務分掌表等、社内周知資料、研修資料、社内アンケート等）、次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画や、女性活躍推進法における女性の活躍推進に向けた行動計画を策定されている場合は該当する計画の写し

5 宣言の審査

申請を受理した時は、登録基準を満たしているか審査を行い、登録の可否を決定し、その結果を申請者に通知する。

6 宣言企業の特典

(1) 登録することを決定した申請者について、宣言書を作成し贈呈するとともに、県のホームページ及び県広報媒体を活用して、広く周知を図るものとする。

なお、宣言書の公表期間は、取組み終了する日の年度末までとする。

(2) 宣言企業は、取組み期間中においては、県の定めるシンボルマークを企業案内、求人票に使用できるほか、県のホームページ「job ナビかがわ」等で使用する。

7 その他

(1) 宣言書の内容を変更する場合は、その都度、県に様式3を提出して承認を得ること。

(2) 県は、必要に応じて、登録企業等の取組状況について調査、確認することができる。

(3) 県は、年度ごとに宣言企業の中から特に優れていると認められる取組について表彰するものとする。

表彰制度の具体的な方法については、別途定めるものとする。

(4) 宣言内容の個人情報は、適切に管理し、宣言の目的以外の用途には使用しない。

附 則

この要領は、平成30年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。